

各県立学校長 殿

教育局学校体育保健課長

熱中症事故防止対策及び体育的行事に係る状況調査について（依頼）

熱中症事故の防止については、各学校において鋭意対応いただいているところですが、昨年7月には部活動後の帰宅途中に中学生が熱中症とみられる症状で死亡した事案や昨年8月には学校行事の練習中に中学生が集団で救急搬送されるなど、重大な事故が連続して発生しました。

このような事故を二度と繰り返さず、児童生徒の生命を守り健康被害を防ぐためには、熱中症防止対策を更に徹底することが重要です。

については、下記の点に御留意いただくとともに、各学校において熱中症事故の防止に努めていただくようお願いします。

併せて、令和6年度の教育活動の検討については、スポ保第1135号（令和5年12月14日）で依頼しているところですが、各学校における運動会・体育祭の実施時期の把握のため、下記の回答フォームより御回答くださるようお願いします。

記

- 暑さ指数31℃以上で運動は原則中止とする。28℃以上で嚴重警戒（激しい運動は中止）の場合は、活動内容の変更、個々の健康観察、こまめな休憩時間の取得、水分・塩分の補給等の健康管理を徹底すること。
- 単に暑さ指数によらず、天気予報を含め活動場所の気象状況により、児童生徒の安全が少しでも危惧される場合は、躊躇なく活動を延期すること。特に4月、5月は暑さに体が慣れていないため、暑さ指数が高くなくても熱中症のリスクはあることに留意すること。
- 午前から午後にかけての活動等、時間の経過とともに暑さ指数の上昇が想定される場合には、気象状況や児童生徒の活動状況も踏まえ、活動の中止や変更を行うこと（事故発生前の判断）。
- 活動終了後のクーリングダウンと健康観察を徹底すること。
- 猛暑が予想される時期の教育課程（休業日の設定や活動内容）、学校行事等については、前例や伝統、習慣にとらわれることなくその内容や時期について検討すること。
- 熱中症による事故防止に向け、各学校の教育活動に即した対策を改めて検討し、対応マニュアル等の見直しを行うこと。

〔運動会・体育祭実施時期について〕

回答フォーム [https://docs.google.com/\[redacted\]/edit](https://docs.google.com/[redacted]/edit)

※回答期限 令和6年4月26日（金）



【担当】

学校安全担当 神谷 典成

学校体育担当 須貝 慎太郎

TEL 023(630)2891

FAX 023(630)2893

e-mail kamiyan@pref.yamagata.jp

【写】

スポ保第 635 号
令和 5 年 7 月 31 日

各県立学校長 殿

教育局スポーツ保健課長

熱中症事故防止の徹底について（通知）

部活動における熱中症事故の防止については、「山形県における運動部・文化部活動の在り方に関する方針」（平成 30 年 12 月・令和元年 7 月）において示しているほか、令和 5 年 5 月 2 日付スポ保第 184 号「熱中症事故の防止及び学校管理下における熱中症受診状況調査について（依頼）」、令和 5 年 5 月 23 日付スポ保第 320 号「スポーツ活動における熱中症事故の防止について（通知）」、令和 5 年 6 月 7 日事務連絡「熱中症事故の防止に向けたマスクの取扱いについて（依頼）」で注意喚起しているところです。

そうした中で、今般、米沢市内の女子中学生が、部活動の帰宅中に路上で倒れた状態で見つかり、熱中症の疑いで病院に搬送され、その後、死亡する事案が発生しました。

つきましては、この度の事故を踏まえて、これまでの部活動方針及び通知を改めて確認するとともに、下記について徹底し、熱中症事故の防止に取り組んでくださるよう指導願います。

記

1 部活動等

(1) 熱中症警戒アラート発表時[※]の部活動等については、活動を行う場所の気象条件はもとより、登下校時の熱中症リスク等も十分考慮しながら、活動中止も視野に検討すること。

※熱中症警戒アラート：WBGTが33℃以上になると予測されている地域がある時に、県単位で発表

(2) 活動する場合には、活動場所の WBGT 等を事前に確認の上、活動の可否を判断すること。また、活動中も適宜確認すること。

- ・WBGT31℃以上の場合、原則、活動中止とすること。
- ・WBGT31℃未満であっても、生徒の健康観察を行ったうえで、部活動への参加の可否を判断するとともに、こまめな水分・塩分補給や休憩の取得等の健康管理を徹底すること。

(3) 熱中症の疑いのある症状が見られた場合は、迅速に適切な対応を図ること。

(水分・塩分補給、体温の冷却、医療機関への受診勧奨・搬送等)

2 登下校時

(1) 児童生徒等に涼しい服装や帽子の着用、適切な水分補給について指導するとともに、保護者に対しても熱中症対策についての注意喚起を行い、連携を図ること。

(2) 活動終了後は、十分にクーリングダウンを行う等、体調を整えた上で下校させること。

(3) 活動中に具合が悪くなった児童生徒等がいた場合は、下校時に体調を再度確認し、気象状況も踏まえながら、生徒自身による下校の可否を判断すること。下校させることが難しい場合は、保護者等への送迎依頼を検討すること。

【担当】

学校安全担当 神谷 典成

TEL 023(630)2891

FAX 023(630)2893

e-mail kamiyan@pref.yamagata.jp